

促し共、仲裁に依り速かに争議を解決せしむる事ヲ期ス。

おしほ三才より川崎争議本部に於て三才より三才工場の争議に對し、此の争議は、川崎争議本部に於て解決せしむる事ヲ期ス。

争議本部に於て、此の争議を解決せしむる事ヲ期ス。

七月二十四日付の報告書

争議本部に於て、此の争議を解決せしむる事ヲ期ス。

争議部長 殿

河田勝記

總務部長

争議本部

神戸方面争議本部報告書（第一号）

七月二十四日

河田勝記

七月二十四日

川崎争議本部に於て、此の争議を解決せしむる事ヲ期ス。

明日五日より始業入り、但し工場ノ秩序恢復セザル時は、更に休業を命ずる事あり。

争議本部に於て、此の争議を解決せしむる事ヲ期ス。

七月二十四日

株式会社 川崎造船所

争議本部に於て、此の争議を解決せしむる事ヲ期ス。

一、改定労働宣言書発表に伴

一、見舞金と事後金並せて支給

1941年7月28日